

# 第 1 回 定 例 会

## 令和 5 年度 予算案 関係 資料 ( 補 正 )

茨 城 県

# 目 次

I	令和6年第1回県議会定例会提出議案等一覧	( 1 )
II	令和5年度2月(最終)補正予算案の概要	
1	今回補正額	( 2 )
2	今回補正の主なもの	( 2 )
3	繰越明許費	( 3 )
4	一般会計補正予算款別内訳(歳入)	( 4 )
5	一般会計補正予算款別内訳(歳出)	( 5 )
6	特別会計補正予算	( 6 )
7	企業会計補正予算	( 6 )
III	債務負担行為一覧	( 7 )
IV	条例その他の議案の概要	( 8 )
V	報告事項	( 13 )

---

予 算                    20件    (一般会計 1件 特別会計13件 企業会計 6件)

条例その他            16件    (条 例 4件 そ の 他12件)

報 告                    2件    (専決処分 2件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

## I 令和6年第1回県議会定例会提出議案等一覧

### (予 算)

- 1 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和5年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和5年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和5年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和5年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和5年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和5年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 令和5年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 9 令和5年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）
- 10 令和5年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 11 令和5年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 12 令和5年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 13 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 令和5年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 令和5年度茨城県病院事業会計補正予算（第1号）
- 16 令和5年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 令和5年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 18 令和5年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第2号）
- 19 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）
- 20 令和5年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

### (条例その他)

- 1 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県公立学校情報機器整備基金条例
- 5 県有財産の売却処分について（旧茨城空港公園事業地等）
- 6 県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区戸建住宅用地）
- 7 県有財産の売却処分について（島名・福田坪地区商業施設用地）
- 8 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 9 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 10 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 11 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
- 12 訴えの提起について
- 13 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）
- 14 権利の放棄について（中小企業事業継続応援貸付金）
- 15 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）
- 16 権利の放棄について（県立中央病院の診療料）

### (報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
- 2 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

## Ⅱ 令和5年度2月（最終）補正予算案について

### 1 今回補正額

（単位：百万円）

区 分	現 計	補 正 額	補 正 後 計
一 般 会 計	1, 3 4 7, 8 5 3	▲ 1 8, 5 3 9	1, 3 2 9, 3 1 4
特 別 会 計	4 5 8, 3 3 0	1 2, 2 2 2	4 7 0, 5 5 2
企 業 会 計	1 6 9, 5 8 2	▲ 2 2, 0 7 1	1 4 7, 5 1 1
計	1, 9 7 5, 7 6 5	▲ 2 8, 3 8 8	1, 9 4 7, 3 7 7

### 2 今回補正の主なもの

（歳 入）	（百万円）
・ 県税（地方消費税の減等）	▲ 3, 0 4 8
・ 地方消費税清算金（清算金収入の減）	▲ 5, 0 6 7
・ 地方譲与税（特別法人事業譲与税の増等）	3, 6 8 8
・ 地方交付税（国補正関連に伴う増）	1 2, 9 4 2
・ 国庫支出金（事業費の確定に伴う減）	▲ 2 3, 3 5 9
・ 繰入金（事業費の確定に伴う減等）	▲ 9, 6 6 8
・ 繰越金（決算確定に伴う増）	1 2, 8 0 6
・ 諸収入（中小企業融資資金貸付金の減等）	▲ 1, 6 7 3
・ 県債（臨時財政対策債の減等）	▲ 5, 5 8 5

（歳 出）	（百万円）
-------	-------

#### ①国補正関連分

新 原子力災害対策事業 （東海第二発電所から10km圏内の病院等が実施する放射線防護対策への支援）	9 1 7
新 障害児施設性被害防止対策関連事業 （障害児施設等における性被害防止対策機材の購入に対する補助等）	1 4
新 処遇改善関連事業 （福祉施設職員の処遇改善の取組に対する補助）	9 5 6
・ 植物園等魅力向上対策事業 （植物園等リニューアルの実施設計及び工事）	3, 0 8 0
新 茨城県公立学校情報機器整備基金積立金 （公立学校の児童生徒向け1人1台端末の整備補助等のための基金造成）	1, 7 8 8

#### ②その他

・ 災害救助基金造成事業 （災害救助法に基づく災害救助基金への積立て）	2 2 5
--	-------

- ・ 退職手当基金積立金（令和6年度の退職見込者数の減） ▲1,802
- ・ 感染症予防医療法施行事業 ▲17,648  
（新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う病床確保事業の減等）
- ・ 公共事業 【全会計▲4,315】▲3,807  
（国内示額確定等に伴う減）
- ・ 公債費（利子の支払い等の実績による減） ▲2,243
- ・ 税交付金等（市町村等への税交付金等の減） ▲8,202

③今後の財政需要を踏まえた積立

- ・ 一般財源基金積立金 23,160  
（R6当初予算での県債発行抑制に活用するための積増し）

3 繰越明許費

（単位：百万円）

区 分	R4→R5	R5→R6	増 減 額	増 減 率
一般会計	107,138	115,849	8,711	8.1%
特別会計	4,098	5,277	1,179	28.8%

#### 4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	426,831	▲3,048	423,783
地方消費税清算金	143,782	▲5,067	138,715
地方譲与税	54,518	3,688	58,206
地方特例交付金	2,000	▲61	1,939
地方交付税	196,368	12,942	209,310
交通安全対策特別交付金	736	▲127	609
分担金及び負担金	8,801	▲654	8,147
使用料及び手数料	15,837	▲228	15,609
国庫支出金	190,432	▲23,359	167,073
財産収入	1,972	1,380	3,352
寄附金	140	115	255
繰入金	48,393	▲9,668	38,725
繰越金	6,836	12,806	19,642
諸収入	143,100	▲1,673	141,427
県債	108,107	▲5,585	102,522
計	1,347,853	▲18,539	1,329,314

## 5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,681	▲49	1,632
総務費	41,276	22,363	63,639
企画開発費	14,407	1,474	15,881
生活環境費	8,826	▲1,748	7,078
防災・危機管理費	5,972	944	6,916
保健医療費	139,286	▲17,873	121,413
福祉費	131,650	799	132,449
労働費	2,768	▲320	2,448
農林水産業費	47,173	▲1,565	45,608
営業戦略費	6,873	▲2,090	4,783
立地推進費	19,755	▲7,499	12,256
商工費	124,966	▲3,012	121,954
土木費	130,600	▲274	130,326
警察費	62,625	51	62,676
教育費	258,958	2,269	261,227
災害復旧費	4,055	▲1,522	2,533
公債費	162,309	▲2,243	160,066
諸支出金	182,673	▲8,244	174,429
予備費	2,000	—	2,000
計	1,347,853	▲18,539	1,329,314

## 6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
競 輪 事 業	20,050	1,883	21,933
公 債 管 理	160,318	314	160,632
市 町 村 振 興 資 金	796	475	1,271
鹿島臨海工業地帯造成事業	1,969	1,188	3,157
県立医療大学付属病院	3,719	▲222	3,497
国 民 健 康 保 険	242,939	8,539	251,478
母子・父子・寡婦福祉資金	315	33	348
中 小 企 業 事 業 資 金	1,399	▲1,061	338
農 業 改 良 資 金	372	27	399
林業・木材産業改善資金	91	69	160
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	72	278	350
港 湾 事 業	10,965	▲69	10,896
都市計画事業土地区画整理事業	15,325	768	16,093
計	458,330	12,222	470,552

## 7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
病 院 事 業	29,230	▲242	28,988
水 道 事 業	34,881	▲2,819	32,062
工 業 用 水 道 事 業	21,194	▲2,371	18,823
地 域 振 興 事 業	51,838	▲14,856	36,982
鹿島臨海都市計画下水道事業	6,806	▲419	6,387
流 域 下 水 道 事 業	25,633	▲1,364	24,269
計	169,582	▲22,071	147,511

### Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]  
(変更)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立あすなろの郷建設工事請負契約	変更前 茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	10,950,788千円
	変更後 同 上	同 上	11,780,090千円
女性・若者・障害者創業支援融資損失補償	変更前 女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	27,000千円
	変更後 同 上	同 上	36,000千円
新分野進出等支援融資損失補償	変更前 新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	20,000千円
	変更後 同 上	同 上	40,000千円
パワーアップ融資損失補償	変更前 パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和5年度 至 令和20年度	534,000千円
	変更後 同 上	同 上	1,112,000千円
国営那珂川沿岸土地改良事業負担金	変更前 土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 令和5年度 至 令和16年度	3,540,041千円
	変更後 同 上	自 令和6年度 至 令和17年度	3,696,107千円
茨城県道路公社事業資金借入金債務保証	変更前 国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運営資金及び建設事業資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	180,000千円
	変更後 同 上	同 上	52,000千円
国補河川改修費用負担契約	変更前 一級河川沢渡川、水戸市見和地先の捷水路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和6年度 至 令和7年度	1,400,000千円
	変更後 同 上	自 令和6年度 至 令和9年度	同 上

#### IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(財政課、原子力安全対策課)  <b>茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例</b></p> <p>国の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>茨城県発電用施設周辺地域振興基金に係る事業の対象となる区域を追加するもの</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(計画推進課)  <b>茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例</b></p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>基金事業の実施期間の延長          令和10年3月31日まで          → 令和11年3月31日まで(1年間)</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的 新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図る</li> <li>・積立額 国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち知事が必要と認めた額</li> </ul> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(子ども未来課)  <b>茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例</b></p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>基金事業の実施期間の延長          令和6年3月31日まで          → 令和7年3月31日まで(1年間)</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的 安心して子育てができる環境の整備及び妊婦に対する健康診査の拡充</li> <li>・積立額 国から交付を受けた子育て支援対策臨時特例交付金の額等</li> </ul> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(教育改革課)  <b>茨城県公立学校情報機器整備基金条例</b></p> <p>県及び市町村が設置する小学校、中学校等における情報機器の整備を図るため、茨城県公立学校情報機器整備基金を設置しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置目的              県及び市町村が設置する小学校、中学校等における情報機器の整備を図る。</li> <li>2 積立額              予算で定める額</li> <li>3 設置期限              令和11年3月31日まで</li> </ol> <p>(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容
<p>(空港対策課)  <b>県有財産の売却処分について</b></p> <p>産業立地用地として、小美玉市与沢1601番16ほか8筆の土地及び工作物一式を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地 小美玉市与沢 1601 番 16 ほか 8 筆 面積 28,088 m<sup>2</sup></li> <li>・ 工作物 門扉、フェンス一式</li> </ul> <p>(2) 売却予定価格 122,729,000 円</p> <p>(3) 売却処分先 小美玉市堅倉 835 番地 小美玉市長 島田 幸三</p>
<p>(宅地整備販売課)  <b>県有財産の売却処分について</b></p> <p>戸建住宅の建設用地として、つくば市島名字中西 2820 番 2 ほか 113 筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つくば市島名字中西2820番2ほか113筆</li> <li>・ 土地 80,385.06m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(2) 売却予定価格 1,860,000,000円</p> <p>(3) 売却処分先 水戸市笠原町600番地62 上河原崎・中西地区戸建住宅用地分譲事業共同企業連合体 代表企業 茨城セキスイハイム株式会社 代表取締役 鈴木 芳仁</p>
<p>(宅地整備販売課)  <b>県有財産の売却処分について</b></p> <p>商業施設用地として、つくば市島名字香取 1937 番ほか 78 筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つくば市島名字香取1937番ほか78筆</li> <li>・ 土地 40,338m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(2) 売却予定価格 2,003,266,000円</p> <p>(3) 売却処分先 つくば市西大橋599番地 1 株式会社カスミ 代表取締役 塚田 英明</p>

議 案	内 容																																				
<p>(水産振興課)  <b>県が行う建設事業に対する市の負担額について</b></p> <p>令和5年度において県が行う漁港事業に対する市の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>地方財政法第27条の規定に基づく市の負担額の変更  (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="643 378 1417 459"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港事業</td> <td>89,780</td> <td>137,589</td> <td>日立市外3市</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備考	漁港事業	89,780	137,589	日立市外3市																												
事業名	変更前	変更後	備考																																		
漁港事業	89,780	137,589	日立市外3市																																		
<p>(農地整備課)  <b>県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</b></p> <p>令和5年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>地方財政法第27条及び土地改良法第91条の規定に基づく市町村の負担額の変更  (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="643 790 1417 871"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>714,745</td> <td>1,032,893</td> <td>水戸市外34市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備考	県 営	714,745	1,032,893	水戸市外34市町村																												
事業名	変更前	変更後	備考																																		
県 営	714,745	1,032,893	水戸市外34市町村																																		
<p>(監理課)  <b>県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</b></p> <p>令和5年度において県が行う河川、港湾及び下水道事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額の変更  (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="643 1128 1417 1326"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>26,650</td> <td>65,650</td> <td>日立市外4市</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>121,500</td> <td>180,455</td> <td>日立市外3市町村</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>509,921</td> <td>802,214</td> <td>水戸市外30市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>658,071</td> <td>1,048,319</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備考	河川事業	26,650	65,650	日立市外4市	港湾事業	121,500	180,455	日立市外3市町村	下水道事業	509,921	802,214	水戸市外30市町村	計	658,071	1,048,319																	
事業名	変更前	変更後	備考																																		
河川事業	26,650	65,650	日立市外4市																																		
港湾事業	121,500	180,455	日立市外3市町村																																		
下水道事業	509,921	802,214	水戸市外30市町村																																		
計	658,071	1,048,319																																			
<p>(下水道課)  <b>霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</b></p> <p>令和5年度において県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額の変更  (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="616 1550 1434 1944"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>2,432,274</td> <td>2,310,260</td> <td>龍ヶ崎市外5市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>2,091,765</td> <td>2,010,592</td> <td>土浦市外4市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>331,617</td> <td>304,029</td> <td>潮来市外1市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>2,262,950</td> <td>2,267,844</td> <td>水戸市外8市町村、ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>394,537</td> <td>404,502</td> <td>古河市外2市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>437,395</td> <td>430,900</td> <td>下妻市外3市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>354,421</td> <td>350,098</td> <td>下妻市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,304,959</td> <td>8,078,225</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	変更前	変更後	備考	霞ヶ浦常南	2,432,274	2,310,260	龍ヶ崎市外5市町	霞ヶ浦湖北	2,091,765	2,010,592	土浦市外4市町	霞ヶ浦水郷	331,617	304,029	潮来市外1市	那珂久慈	2,262,950	2,267,844	水戸市外8市町村、ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	394,537	404,502	古河市外2市町	鬼怒小貝	437,395	430,900	下妻市外3市町	小貝川東部	354,421	350,098	下妻市外3市	計	8,304,959	8,078,225	
流域下水道名	変更前	変更後	備考																																		
霞ヶ浦常南	2,432,274	2,310,260	龍ヶ崎市外5市町																																		
霞ヶ浦湖北	2,091,765	2,010,592	土浦市外4市町																																		
霞ヶ浦水郷	331,617	304,029	潮来市外1市																																		
那珂久慈	2,262,950	2,267,844	水戸市外8市町村、ひたちなか・東海広域事務組合																																		
利根左岸さしま	394,537	404,502	古河市外2市町																																		
鬼怒小貝	437,395	430,900	下妻市外3市町																																		
小貝川東部	354,421	350,098	下妻市外3市																																		
計	8,304,959	8,078,225																																			

議 案	内 容
<p>(中小企業課) <b>訴えの提起について</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金返還金の支払を求めるため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の内容</p> <p>(1)内容 不当な請求により、相手方が不正に受給した新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金の返還金の支払を求めるもの</p> <p>(2)提訴の相手方 ・株式会社ベジタブ ・代表取締役 栗島 俊一</p>
<p>(青少年家庭課) <b>権利の放棄について</b></p> <p>時効の到来した母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に係る債権 (2)放棄する金額 922,600円及びこれに係る違約金 (3)債 務 者 神栖市土合本町四丁目 9809 番地 124 県営住宅 6 棟 104 号 府馬 愛子 外 1 者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>
<p>(産業政策課) <b>権利の放棄について</b></p> <p>中小企業事業継続応援貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 中小企業事業継続応援貸付金 (2)放棄する金額 11,300,000円及びこれに係る遅延損害金 (3)債 務 者 水戸市白梅 2 丁目 3 番 60-204 号 ハイツ白梅 A 棟 黒羽 浩美 外 6 者</p> <p>(4)放棄の理由 破産法第 253 条第 1 項の規定に基づき、債務者が当該債権につきその責任を免かれたことから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>
<p>(住宅課) <b>権利の放棄について</b></p> <p>時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県営住宅の使用料等に係る債権 計 16 件 (2)放棄する金額 15,236,739 円 (3)債 務 者 日立市助川町 4 丁目 28 番 B - 206 号 野田 勝利 外 15 者</p> <p>(4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>

議 案	内 容
<p>(経営管理課)  <b>権利の放棄について</b></p> <p>時効の到来した県立中央病院の診療料のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県立中央病院の診療料に係る債権 計2件  (2)放棄する金額 1,729,150円  (3)債 務 者 笠間市下郷4532番地1  小沢 みつ江 外1者  (4)放棄の理由  消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>

## V 報告事項

### 1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容																																
(財政課) <b>令和5年度茨城県一般会計補正            予算(第7号)</b> <b>(令和6年1月23日専決処分)</b>	<div style="text-align: right;">(百万円)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">【歳入】</th> <th style="text-align: center;">専決額</th> <th style="text-align: center;">現計</th> <th style="text-align: center;">専決後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">109</td> <td style="text-align: right;">( 190,323</td> <td style="text-align: right;">190,432)</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: right;">106</td> <td style="text-align: right;">( 6,730</td> <td style="text-align: right;">6,836)</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td style="text-align: right;">215</td> <td style="text-align: right;">(1,347,638</td> <td style="text-align: right;">1,347,853)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">【歳出】</th> <th style="text-align: center;">専決額</th> <th style="text-align: center;">現計</th> <th style="text-align: center;">専決後</th> </tr> <tr> <td>農林水産業費</td> <td style="text-align: right;">215</td> <td style="text-align: right;">( 46,958</td> <td style="text-align: right;">47,173)</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td style="text-align: right;">215</td> <td style="text-align: right;">(1,347,638</td> <td style="text-align: right;">1,347,853)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 専決後予算規模：1,347,853 百万円</p>	【歳入】	専決額	現計	専決後	国庫支出金	109	( 190,323	190,432)	繰越金	106	( 6,730	6,836)	歳入合計	215	(1,347,638	1,347,853)					【歳出】	専決額	現計	専決後	農林水産業費	215	( 46,958	47,173)	歳出合計	215	(1,347,638	1,347,853)
【歳入】	専決額	現計	専決後																														
国庫支出金	109	( 190,323	190,432)																														
繰越金	106	( 6,730	6,836)																														
歳入合計	215	(1,347,638	1,347,853)																														
【歳出】	専決額	現計	専決後																														
農林水産業費	215	( 46,958	47,173)																														
歳出合計	215	(1,347,638	1,347,853)																														
(教育改革課) <b>訴えの提起について</b> <b>(令和6年1月26日専決処分)</b>	<b>控訴の概要</b>  (1)内容 県教育委員会が令和元年7月25日付けで行った懲戒処分 (停職1月)が不当だとして係争中の懲戒停職処分取消請求 事件において、第一審判決を承服できず、控訴するもの  (2)控訴の相手方 佃 香織																																
(医療人材課) <b>和解について</b> <b>(令和6年2月15日専決処分)</b>	<b>和解の概要</b>  (1)事故発生日時 令和5年8月6日(日)午後3時5分頃 (2)事故発生場所 石岡市東大橋450番地地先国道上 (3)事故概要 普通乗用自動車を運転して出張途中、相手方の小型乗用自 動車に追突した事故(医療人材課所属) (4)損害賠償額 606,824円 (全額、損害保険ジャパン株式会社からの支払)																																

### 2. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容
(警務部監察室) <b>訴えの提起について</b> <b>(令和6年2月27日専決処分)</b>	<b>控訴の概要</b>  (1)内容 器物損壊での現行犯逮捕及び留置場における戒具使用が違 法だとして係争中の損害賠償請求事件において、第一審判決 を承服できず、控訴するもの  (2)控訴の相手方 鈴木 薫